

1. 委員からの指摘事項と対応

国土交通省設楽ダム工事事務所

委員からの指摘項目

- 1. 1 委員会運営等について
- 1. 2 湿地環境について
- 1. 3 環境保全措置等について
- 1. 4 移植について

1.1 委員会運営等について

【委員からの指摘事項】

- (1) 環境検討委員会と各種検討会とは、双方向性のある運営形態とすること。
- (2) 環境検討委員会の場において、各種検討会での検討結果の報告を行うこと。
- (3) 規約に環境検討委員会と各種検討会とのつながりを示すこと。

【事業者の対応（案）】

- (1) 互いの組織については双方向の関係とし、事務局（事業者）を介した意見交換を行うこととする。
- (2) 環境検討委員会において各種検討会での審議結果について報告し、質疑応答を行うこととする。
- (3) 規約の第4条の4項に明文化することとした。

1.2 湿地環境について

【委員からの指摘事項】

■整備に関わる指摘

- (1) 樹木類・草本類・蘚苔類等の各分類群の有識者がワーキンググループ等に参加することで、より効果的に移植事業が実行されると考えられる。
- (2) 湿地環境はイメージとしてはわかるが、実際にこれを具体化することは困難であると思われる。種構成は長期的に安定したものではなく、遷移によって全く違った生物相に変遷する可能性がある。

■維持管理に関わる指摘

- (1) 湿地の再生ないし創造に関しては、造成後の用途目的によって、造成手法・管理手法が大きくことなるため、維持コストを含め検討することが望ましい。

【事業者の対応（案）】

■整備に関わる対応（案）

- （1）湿地整備においては、その対象種が直接的、間接的に多岐にわたるため、湿地環境の整備に関わる動植物の生態等の面を踏まえた整備計画、現地の整備方法の検討について指導・助言を行う「湿地整備検討会」を新たに設置することとする。
- （2）「湿地整備検討会」において、遷移の取り扱いについても検討していくこととする。

■維持管理に関わる対応（案）

- （1）維持管理は、事業者と湿地管理検討委員会で検討を進めている維持管理主体としての「湿地管理組織」が協働して維持管理を行うこととし、維持管理コストの面についても湿地管理検討委員会で審議を行っている。

前出の事業者の対応（案）を整理すると各委員会と各検討の役割と関わりは以下のとおりとなる。

【設楽ダム環境検討委員会】

ダム建設に伴うダム周辺及びダム下流の自然環境に及ぼす環境影響に関して、環境保全措置等低減策の検討について指導・助言及びその実施状況の監視を行う

－H20.12設置－

○各専門組織から検討内容について報告を受け、それについて上記の役割を行う。

○各専門組織で対象としていない種については「環境検討委員会」で上記の役割を行う。

設楽ダム湿地管理検討委員会

貴重種の移植先として整備を計画している湿地について、維持管理の主体や維持管理方法の検討について指導・助言を行う

－H20.7設置－

意見
報告

意見
報告

意見
報告

意見
報告

設楽ダム猛禽類検討会

クマタカ等の希少な猛禽類に関する環境保全措置等低減策の検討について指導・助言及びその実施状況の監視を行う

－H15.7設置－

設楽ダム魚類検討会

ネコギギ等希少な魚類に関する環境保全措置等低減策の検討について指導・助言及びその実施状況の監視を行う

－H15.6設置－

設楽ダム湿地整備検討会(仮称)

環境保全措置としての「湿地環境の整備」に関わる動植物の生態等の面を踏まえた整備計画、現地の整備方法の検討を行う。

－H21年度設置予定－

1.3 環境保全措置等について

【委員からの指摘事項】

- (1) 水環境の調査・検討のスケジュールについて、選択取水設備等の監視が平成31年度～32年度まで、貯水池の水質監視が平成33年以降となっているが、いずれも試験湛水開始からモニタリング部会終了まで行うべきである。
- (2) 移植対象種であるコシダカヒメモノアラガイが環境省のレッドリスト改訂ではずれた理由は何か。もし外来種の可能性のためであれば、保全よりも駆除の対象になるのではないか。
- (3) 環境保全措置の対象種の選定根拠としているレッドリスト等の改訂があった場合の対象種の取り扱いはどうなるのか。

【事業者の対応（案）】

(1) 選択取水設備等の自動監視装置の設置は試験湛水前の平成30年に行う計画とする。

貯水池の水質監視は、試験湛水開始から行い、フォローアップ調査として継続して行っていく。

なお、ダム下流河川（流入河川も含む）での水質の監視は、工事実施前から行っていく。

(2) 底生動物の「コシダカヒメモノアラガイ」が環境省のレッドリスト改訂に伴い、ランク外となった理由について環境省へ聞き取りを実施した結果、「外来種」と結論を下されたわけではないので、駆除の対象にはならない。

＜環境省からの聞き取り結果＞

コシダカヒメモノアラガイについては「専門家の意見で、再検討が必要とされた（※外来種の可能性があるという指摘については承知しているが、それも含めた判断。「外来種」との結論を下したわけではない）」

- (3) 環境保全措置の対象種を選定したレッドリスト等の改訂があった場合の対象種の取り扱いについて環境省への聞き取りを実施した結果を踏まえ、事業者としての「レッドリスト等の改訂に伴う重要な種の取り扱い」を次頁に示す。

＜環境省からの聞き取り結果＞

「レッドリスト等の改訂に伴い、ランク外となった種、追加された種の取り扱い」については、「環境影響評価法では、具体の貴重種の取り扱いまでは規定しておらず、事業者として専門家の意見を聞き、事業者として判断されるものである。法手続きについては特に規定はない。」

レッドリスト等の改訂に伴う重要な種の取り扱い

(1) ランク外となった重要な種

- ・環境保全措置の対象となっている種がランク外となった場合には、環境保全措置の実施について再検討する。
- ・なお、環境省及び愛知県レッドリストの改訂に伴い、昆虫類の20種、底生動物の3種、種子植物・シダ植物等の4種は、カテゴリー変更によりランク外となり、重要な種の選定根拠に該当する項目がなくなった。

(2) 追加された重要な種

- ・追加された重要な種については、事業による環境影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。また、既往調査において生息・生育環境に関する情報が不足している種については、必要に応じて追加調査を実施する。
- ・なお、環境省及び愛知県レッドリストの改訂に伴い、鳥類の1種、爬虫類の1種、両生類の4種、魚類の4種、昆虫類の16種、底生動物の4種、陸産貝類の14種、種子植物・シダ植物等の9種、付着藻類の1種、蘚苔類の1種が新たに重要な種に該当した。

コシダカヒメモノアラガイへの 環境保全措置の実施について

- コシダカヒメモノアラガイは、重要な種に該当しなくなったことから、環境保全措置の実施（移植、湿地環境の整備）についての再検討を行った。
- 「移植」に関しては、外来種である可能性、移植することによる生態系のかく乱のリスク等を考慮し、実施しないこととする。
- 「湿地環境の整備」は他の重要な種の環境保全措置として実施される予定であることから、整備した環境がコシダカヒメモノアラガイの生息環境として利用されることが期待される。
- これらのことから、移植は実施せずに整備した湿地環境において、配慮事項として、コシダカヒメモノアラガイの生息状況の監視を行うこととする。

1.4 移植について

【委員からの指摘事項】

- (1) 移植については、対象種毎に移植方法、モニタリング計画等を、具体的に示すこと。
- (2) 環境保全措置の対象種については、標本として残す必要がある。
- (3) 生息・生育量が極めて少ない種については、移植による保全が本当に適切であるのか、再検討が必要ではないか。

【事業者の対応（案）】

- (1) 移植対象種毎の移植計画（案）、モニタリング計画（案）を作成し、関係する委員会、検討会で審議していただくこととする。
- (2) 移植対象種を標本として記録保存することの必要性及び保存方法等について検討し、関係する委員会、検討会で審議していただくこととする。
- (3) 移植については法手続で定めた環境保全措置であることから実施していきたい。

前出の事業者の対応（案）の（１）、（２）について審議していただく移植対象種及び検討主体については下表のように考えています。

移植対象種		対応	検討主体	
動物	魚類	カジカ	移植	魚類検討会
		ネコギギ	移植実験→移植	魚類検討会
	クモ類	アケボノユウレイグモ	移植実験→移植	環境検討委員会
植物	種子植物・シダ植物等	シャジクモ、ヤマミゾソバ、ヤマシャクヤク、キバナハナネコノメ、アギナシ、ムギラン、エビネ、ナツエビネ、キンラン	移植	湿地整備検討会 (仮称)
	蘚苔類	オオミズゴケ		
	付着藻類	チャイロカワモズク	移植実験→移植	環境検討委員会
	蘚苔類	クマノゴケ、ジョウレンホウオウゴケ、マツムラゴケ、カビゴケ、イチョウウキゴケ		湿地整備検討会 (仮称)